

1-1 公益社団法人新潟県農林公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県農林公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社の主たる事務所は、新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、新潟県内の農業及び林業（以下「農林業」という。）の経営改善、経営体及び担い手の確保育成、山村地域の森林資源の造成、森林の整備、農山村地域の活性化等を推進し、もって環境保全を図るとともに農林業の総合的振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農地中間管理に関する事業及び農地売買等に関する事業
- (2) 農業構造の改善に資する事業
- (3) 青年等の就農促進及び育成に関する事業
- (4) 農業・農村活性化の推進に関する事業
- (5) 分収造林及び分収育林に関する事業
- (6) 森林経営及び林業構造改善に関する事業
- (7) 森林の利用及び保全並びに緑化に関する事業
- (8) 林業労働力の確保及び支援に関する事業
- (9) 農林業の振興に関する啓発及び情報発信に関する事業
- (10) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(公社の構成員)

第5条 公社は、公社の事業に賛同する新潟県の区域内の団体及び個人であって、次条の規定により公社の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、名称及び所在地を記載した加入申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 地方公共団体以外の法人及び団体にあつては、加入申込書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき書類
- (2) 加入についての総会議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面

3 代表理事は、第1項の承認があつたときは、その旨を申込者に書面をもって通知し、遅滞なく社員名簿に記載するものとする。

(加入費)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時に加入費を支払う義務を負う。

- 2 加入費の金額は、1万円以上とする。
- 3 加入費の払込みは、現金で全額払い込むものとする。
- 4 社員は、加入費の払込みについては、相殺をもって公社に対抗することができない。

(届出)

第8条 社員は、名称又は団体にあつては主たる事務所の所在地の、個人にあつては住所地の変更があつたときは、遅滞なくその旨を代表理事に届け出なければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、書面でその旨を代表理事に届け出ることによりいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が、公社の名誉をき損し、又は公社の設立の趣旨に反する行為をしたときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その社員に弁明の機会を与えなければならない。

(法定退社)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡又は解散したとき。

(加入費等の払戻し)

第12条 社員が既に納めた加入費等の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第47条第2項に規定する借入金の限度額
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に開催するほか、3月及び必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 第47条第2項に規定する借入金の限度額
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決等)

第21条 社員は、理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した社員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上14名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。
 - 4 会社に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、会社の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、会社の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 公社は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 公社は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 代表理事は、前条第1項第2号の場合には請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会とする理事会の招集の通知をしなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 農地中間管理事業評価委員会

(構 成)

第39条 公社に農地中間管理事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置くものとする。

- 2 評価委員の委員は5名以内とする。
- 3 委員は理事会の決議を経て、県知事の認可を受け、代表理事が任命する。

(評価委員会の職務)

第40条 評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況进行评估し、必要と認めるときは代表理事に意見を述べることができる。

(評価委員会の報酬)

第41条 評価委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 別表の財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、公社の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(資産の管理)

第43条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、代表理事が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第44条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 公社の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(資金の借入れ及び限度額)

第47条 公社は事業を行うために必要な資金の借入れをすることができる。

- 2 前項による借入金の限度額は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金及び農林水産大臣指定資金を除き、あらかじめ、その旨を新潟県知事に届け出るとともに、総会において社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第46条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第50条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から、1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第53条 公社の公告は、公社の事務所の掲示場に掲示する。

第11章 その他

(業務方法書)

第54条 公社は、業務執行の基本的事項について、業務方法書を定めるものとする。

(事務局及び職員)

第55条 公社の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局長は理事会の決議により選任又は解任し、事務局長以外の事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関しては、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

(定款施行規程)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は加茂田俊則、業務執行理事は大宮誠、会計監査人は高志監査法人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この一部改正は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

変更後の定款は、県知事から農地中間管理機構の指定を受けた日から施行する。

別表

財産種別	場所・物量等
国 債	26,400,000 円